日南市未来をひらく６次産業化サポート事業補助金交付要綱

令和４年３月25日　告示第25号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、農林水産業の６次産業化を推進し、農林漁業者の所得向上を図るため、本市で生産された農林水産物を自ら又は商工業者と連携して加工又は販売し、商品の高付加価値化や販路の拡大に取り組む農林漁業者に対し、予算の範囲内において、日南市未来をひらく６次産業化サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

　(１)　市内に住所を有する個人又は団体

　(２)　市内に事業所を有し事業を営む者（以下「市内事業者」という。）

　(３)　市内事業者により組織される団体

　(４)　その他市長が認めた者

　（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付対象となる事業、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

２　補助事業者は、同一の対象事業について、他の補助金の交付を併せて受けることはできない。

　（申請書に添付するべき書類）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第３条に規定する、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

　(１)　事業計画書（別記様式第１号）

　(２)　収支予算書（別記様式第２号）

　(３)　その他市長が必要と認める書類（カタログ、見積書、設計書、完納証明書等）

２　一の補助事業者が補助金の交付を受けることができる回数は、１商品につき１回とする。

３　前項の交付申請書を提出するに当たって、補助事業者において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

　（補助金の交付条件）

第５条　規則第６条に規定する、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

　(１)　事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で簡易な変更については、この限りではない。

　(２)　事業が予定内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

　(３)　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

　(４)　市長に承認を得て、財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を市に返納させることがあること。

　(５)　規則第８条第２項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

　(６)　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

　(７)　補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して、補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

　（実績報告）

第６条　規則第14条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、事業の完了日から起算して30日を経過した日又は翌年度の４月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

　(１)　事業実績書（別記様式第１号）

　(２)　収支決算書（別記様式第２号）

　(３)　その他市長が必要と認める書類

２　第４条第２項ただし書により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第４条第２項ただし書に該当した申請者について、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

　（補助金の交付方法）

第７条　この補助金は、精算払により交付する。

　（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | 対象経費 | 補助率及び額 |
| (１)　商品開発事業 | ①　新商品の開発費②　試作品の製造費③　新商品の製造に必要な機械等の購入費④　ラベル・パッケージデザインの製作費及び資材費 | ３分の２以内上限20万円 |
| (２)　販売促進事業 | ①　研修への参加費②　展示商談会又は催事等への出展費③　広告宣伝資材の作成費及び販売促進活動費④　ホームページ等による新たな販売方法の構築費 |

※(２)の対象経費には、交通費は含まないものとする。